

令和7年第7回（7月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月25日（金）午後3時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和7年第7回（7月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さん、お疲れ様です。本当に暑い日が続いておりまして、もう倒れそうになりますが、皆さん何事もなく乗り切っていただきたいと思ひます。第7回農業委員会総会でございますが、今回がこのメンバーでの最後の総会ということになります。8月になりますと新たな形で始まるということになります。今回は私にとっては最後の農業委員会総会ということですが、後ほど懇親会を予定しておりますけれども、非常にそういう面ではでは一抹の寂しさもあると思ひております。とにかくこの暑さです。異常気象の中で、農作物全般にもプラスの面とマイナスの面があるのかなと思ひます。暑くて売れる物もありますし、また稲作では非常に生育が今年は早くなっております。場所によってはもう水不足になりつつあるということで、あと1ヵ月ですが、ため池等の水も減ってきているところも出てきております。先般私の所の水管理の方に見ていただきまして、とにかく酷く乾かないうちは出来るだけ水の流入を控えようということで、ほ場管理の責任者を決めて、その人から順次指令すること、節水の考え方で今少しずつ始めているという状況であります。このような状況でこの1ヶ月はどうなるかによりまして、一昨年の新潟県のように、米はできたが2等3等が非常に多く、一等米の出回る量がすごく少なくなり、それが一つの米不足の要因にもあるかなと思ひております。やはり最近なりまして作況指数については、昨日は活性化協議会の中で一応廃止との話がございました。そういうことで根本的に米の指数が、示されないとなると今後のやりとりをしていくのかということも非常に不安であります。また、トランプ氏の関税の関係の影響といいますか、その中でアメリカに対する取引の中での対応ですが、今のところは農業者には迷惑がかからないかたちでの輸入拡大となっておりますが、今後どうなるのか全くわからないという感じでございます。そういう面では、なかなか混沌とした農業情勢になっているというのが実感でございます。そういう中で、とにかく少しでも生産者にとって有利な形での農業振興が今後できるように期待をしているところでございます。それでは早速ですが始めたいと思ひます。</p>



<p>議案 27 号 農地法第 3 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>・整理番号 4 番 整地し柿の木を植えるということです。周辺はほ場整備の区域がありますが周りへの影響は問題ないです。</p> <p>・整理番号 5 番 以前はスイカ畑でしたが、以前より取得した隣接地になりオリーブを栽培するとのこと。周りには影響がないところでした。</p>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番 中村委員 この地域は 40 年程前から平坦になっているところでして、現在は草が生い茂っております。親族間での所有権の譲渡ということなので、問題ないと思います。</p> <p>・整理番号 2 番 油野委員 事前連絡がありまして現地を確認してきました。生前贈与ということで、事前に連絡がありました。幹線道路の沿線にありまして、家屋が連担していて、耕作はしておりませんが管理はされておりました。問題ないと思います。</p> <p>・整理番号 3 番 末廣委員 前多委員が言われたように、綺麗になっていますが少々草が生えているところです。問題ないかと思ひます。</p> <p>・整理番号 4 番 村井委員（欠席により事務局より） 問題ないと連絡を受けております。</p> <p>・整理番号 5 番 長原委員 3 月総会でも、隣接するところを取得しております。また継続での譲受ということで、向かいに住宅団地になっていますけども、周りは駐車場とか農地で影響はありませんし、草が生えておりますけど、すぐに営農できる状況かなと思ひます。</p>
	<p>今本委員</p>	<p>整理番号 4 番ですが、現況は原野ですが、経営規模ということで、何をされるのでしょうか。</p>
	<p>事務局</p>	<p>こちらの申請を受け付けたときには、隣接地に 2 筆所有してありまして、現在荒れていますが、草を刈って柿の木を植えますということです。今は田んぼですけども、ほ場整備の区域からも外れていません。</p>

議案 27 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案第 28 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	続きまして、「議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>【議案第 28 号 整理番号 1 番についてを朗読説明】</p> <p>計画地はすでに通路として利用されており申請人より始末書が提出されております。</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>申請土地については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により第 3 種農地と判断できます。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 28 号の説明を終わります。</p>
議案第 28 号 農地法第 4 条 許可申請	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>前多委員 現地調査</p> <p>・整理番号 1 番</p> <p>すでに碎石が敷いてあるところで、側溝もあり排水もありました。問題はありません。</p>
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<p>・整理番号 1 番 末廣委員</p> <p>今言われたように、もうすでに道として使われているところでした。問題ないかと思えます。</p>
	会 長	なぜ今申請されたのか。

議案第 29 号 農地法第 5 条 許可申請	事務局	申請地の隣接にアパートを管理されていて、その当時道として転用の許可を取りましたが、分筆して必要な分だけ分筆し、残りが畑になっていた。許可を取ったものだと勘違いしたようです。今回全部綺麗にしたいということで申請されました。
	会長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会長	全員の挙手により「議案第 28 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。
	会長	続きまして、「議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事務局	【議案第 29 号 整理番号 1 番から 4 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番については「住宅等が連たんしている区域に近接する農地で農地の広がり 10ha 未満」の農地との理由により第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断できます。 また、整理番号 2 番から 4 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 29 号の説明を終わります
	会長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
当番委員	高橋委員 現地調査 ・整理番号 1 番 譲受人の方は管工業をされており、資材置き場が必要なことから求めたとのこと。周辺は住宅があり特に問題ないと思います。	

<p>議案第 29 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理番号 2 番 周辺は住宅地に囲まれており、6 区画の分譲用地です。第 3 種農地ですので問題ないと思います。</li> <li>・ 整理番号 3 番 親の土地を借りて、自己住宅用地を建てるとのことですが、周辺は住宅地で問題ないかと思ひます。</li> <li>・ 整理番号 4 番 用途地域に入るところで、自己住宅用地にしたいということので問題ないと思ひます。</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整理番号 1 番 中村委員 この土地は国道より山側にありまして、袋小路の一番奥にあります。現在は少し耕作はされておりますが、周りに工場並びに宅地等もありまして問題はないかと思ひています。</li> <li>・ 整理番号 2 番 高橋委員 先程高橋委員よりご説明ありましたので割愛。</li> <li>・ 整理番号 3 番 油野委員 先程、高橋委員が言われたように、家屋が連帯しておりその間の、農地ということ、何ら問題はないと思ひます。</li> <li>・ 整理番号 4 番 末廣委員 周辺は住宅地として、自己住宅用地を譲り受けたいということ、問題ないと思ひます。</li> </ul>
	<p>会 長</p>	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>議案第 30 号 かほく農業振興地域整備計画変更</p>	<p>会 長</p>	<p>続きまして、「議案第 30 号 かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます</p>
	<p>事務局</p>	<p>【議案第 30 号 整理番号 1 番について朗読説明】 本案件は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地である、農業専用の規制を外すものです。 整理番号 1 番については、自己住宅兼店舗用地であります。現在</p>

<p>議案第 30 号 かほく農業振興地域整備計画変更</p>	<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>当番委員</p> <p>会長</p> <p>当番委員</p> <p>会長</p> <p>会長</p>	<p>アパートに入居しておりますが手狭になり、実家近くに美容室を兼ねた自己住宅を建設する計画であります。</p> <p>現在、計画変更の公告縦覧期間中であることを補足いたします。以上で、議案第 30 号の説明を終わります。</p> <p>事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当られました委員さんより現地報告をお願いいたします。</p> <p>高橋委員 現地調査 整理番号 1 番</p> <p>うみっこらんの近くでした。農地が点在している所で隣接地は住宅が建っていました。他の農地に与える影響はないと見てきました。店舗兼自己住宅を建てたいということですが問題ないと思います。</p> <p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p> <p>・整理番号 1 番 油野委員</p> <p>先程も高橋委員からのご説明のとおり、旧七塚町の農業振興地域の中のですが、もう実情は農地はほぼ耕作をしていないようです。周りにはもうすでに農地除外のところで建物が建っているところが沢山ありますし、ほかの農地に影響を与えるものでもないし、問題はないかなと思います。</p> <p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員の挙手により、「議案第 30 号かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」は原案のとおり意見決定いたします。</p>
<p>議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)</p>	<p>会長</p>	<p>次に議案第 31 号については、私が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により退席いたします。</p> <p>議事進行は、職務代理がお休みですので、今本委員をお願いいたします。</p> <p>【種本会長 退席】 【今本委員 前の席へ】</p>

<p>議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)</p>	<p>会長代理 (今本委員) 事務局</p>	<p>それでは、「議案第 31 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)」を議題とし事務局の説明を求めます。</p> <p>【議案第 31 号 整理番号 1 番について説明】 権利の設定をする土地は、5 筆 現況地目は、田 面積は合計で、10,432 m<sup>2</sup> 設定する権利は、賃借権 内容は、水田として利用 権利の設定の始期は、令和 7 年 9 月 1 日より 10 年間の 終期は、令和 17 年 8 月 31 日までとなります。</p> <p>後ほどの報告第 8 号整理番号 7 番から 11 番の合意解約と関連しておりますが、気屋地区のほ場整備に伴い、当初に中間管理機構へ預けましたが、換地により一部の従前地番が預けられていないことがわかり、今回新地番のほ場部分を解約し、新たに機構へ預けることになりました。</p> <p>以上で、議案第 31 号の説明を終わります。</p>
	<p>会長代理 (今本委員)</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>会長代理 (今本委員)</p>	<p>全員の挙手により「議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)」は原案のとおり承認致します。 それでは、種本会長の入室をお願いします。</p>
<p>報 告</p>	<p>会 長</p>	<p>【種本会長 入室】 【今本委員 自席へ】</p> <p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意解約)</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (合意解約)】 朗読説明 整理番号 2 番から 6 番について、ほ場整備換地により中間管理機構へ預けていたところが、不換地により解約するものです。</p>

<p>報告第 9 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出</p>	<p>事務局</p>	<p>【報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】 朗読説明</p> <p>報告案件は以上です。</p>
<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p>	<p>以上で、第 7 回の議案審議については全て終了しました。</p>
	<p>会 長</p> <p>当番委員</p>	<p>次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、 今月は農業委員 1 番、2 番、C グループの方からご報告をお願いします。</p> <p>1 番 油野委員 私個人的に小さい畑ですがしております。雨が降らないので非常事態だと毎日のようにニュースでしております。新潟県の水田では枯れてきているというような話でした。私の畑の作物が枯れてしまいました思いをしております。何か対策をと思いますがこの暑さでは難しいのかと思いますが頑張りたいと思います。以上です。</p> <p>2 番 長原委員 震災が起きてから 1 年半が経ちました。大崎の方も復興に向けていろいろ頑張っており、今の状況を少しだけ報告したいと思えます。公費解体の方は大体 7 割ぐらい済んでおりまして、個人の自宅も少しずつ新しくなっております。ただ、住宅の修繕ということになると土地が動いていることや、県道の境がはっきりしないということで、水道・下水道等の公共インフラがまだまだな状況です。だからそんな中で復興のシンボルとして進めておりました大崎の神社ですが、先週 21 日に上棟式、棟上げ式が終わりまして、予定では 9 月末に完成するという事です。本当に順調に進んでいます。これも国県市、また、全国からの温かい支援等、大崎区民の再建に向けての理解や協力があったかと思っております。来たる 10 月 10 日には、竣工慶賀祭を予定しており、来賓として知事市長、また国会の先生方も呼び出すなど聞いております。それが終わりましたら、翌日 11 日と秋祭りが行われるということです。本当に当時、震災のすぐ後、神社が再建することについては、自宅の方の再建もままならない状況の中で、色々な意見もありましたが、そういう時こそ神社を 1 日も早く再建させ、区民のみんなが復興に向けて頑張ろうという希望を持ってくれたと思っております。私個人的にも</p>



いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	<p>たらいいいのか農林課へ相談にと思っております。</p> <p>地目を田のままにして、畑をすればいいと思います。田だと地力増進作物ということで種代は補助により、来年以降はわかりませんが、わざわざ畑に変える必要性はあまりないのではないかなと思います。</p>
	当番委員	<p>三嶋委員</p> <p>そうなんですね。参考になりましたありがとうございました。</p>
	会 長	<p>私のところもヒマワリを8反ほど作っています。非常に元気で麦後に作っています。8月のお盆に咲くようにしています。地区の方には好きなとき持って行くと、みんなお墓にひまわりを挿しています。非常にいいものです。</p>
	当番委員	<p>気谷委員</p> <p>旧七塚木津地内ですが、農地で梅を作り家庭菜園をしています。その農地の周辺には住宅が建ち並びそれで税金が上がりますでしょうか。という事を聞かれまして、もしわかれば教えて頂きたいのですがお願いいたします。</p>
	事務局長	<p>まずその畑は、現状は畑でしょうか。周り中が宅地になったということなので、周りの評価は当然上がりますが、畑のままの課税だと思えます。あの周り中の評価が上がるので、どれだけ上がるという事はわかりませんが、すいません。答えになってるかどうか。</p>
	当番委員	<p>気谷委員</p> <p>もう水の話はしたくないのですが、河北台かんがい用水の件で量が少なく困っています。以上です。</p>
	会 長	<p>本当に水のいる時期はどこも一緒ですので効率よく皆さんでして頂ければいいのですが。一番の解決策は雨降ることですが当分天気予報みていると、降る様子はありませんね。今のところは節水でするしかないと思います。</p>
	当番委員	<p>寺井委員</p> <p>私の地区は田んぼには水は十分に入っております。河北湯での水を利用しておりますので、今のところ順調に育っていています。</p>
	会 長	<p>どこもここも水の問題が一番大きいということですが、枯れ始めているのが三嶋さんのところだけという事ですが、山田の方はどうですか。</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	末廣委員	<p>ため池は意外に溜まる方でしたので、問題は下山田地区です。下山田地区の水利権は唯一公園内の池になりますので、そちらから流していますが、このまま天気が続きますといつかれるかわかりません。</p>
	会 長	<p>本当に緊急事態ですね。過去にもあまりない。ため池が空になったことも過去にはありますが、それに近いような状況は今後も考えとかないといけないね。</p> <p>気屋地区は節水していますので、入れる田んぼも午前には2枚、昼から2枚とかとにかくひどい田んぼから入れている状況です。水については、計画的にそれぞれの地域で考えてもらうことになると思います。</p>
	会 長	<p>ありがとうございました。毎月の皆様のご協力にお礼申し上げます。</p>
管内情勢	会 長	<p>本日は、村井委員がお休みですので、河北郡市の農業情勢や情報についてなしとなります</p>
その他	会 長	<p>その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
	事務局長	<p>今月（7月）の委員報酬は、8月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p>
		<p>それから今日でこの3年間の委員会、総会が終わりということで本当に皆様3年間お疲れ様でした。種本会長と中村委員さんにおかれましては、5期15年間、非常に長い間お務めいただきました。その間、会長におかれましてはずっと会長ということで本当に長い間ありがとうございました。私らもすごく勉強させて頂きました。それからこの中では、前多委員が最後になります。今日はお休みですが大田委員も、9期25年間、農業委員をして頂きました。本当に長い間お疲れ様でした。ありがとうございます。</p>
	会 長	<p>他に何かございませんか。</p>
閉 会	会 長	<p>無いようでしたら令和7年7回（7月）の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

【17時00分終了】

議事録署名委員

会長



6番



7番

